



長野県報

2月26日(月)
平成30年
(2018年)
第2952号

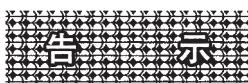
目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（7件）（森林づくり推進課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公 告

地方独立行政法人法に基づく関係書類の閲覧（県立大学設立準備課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（産業政策課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	5
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	7



長野県告示第143号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳290の121、290の123

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第144号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7020の1・7628の39（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、7193の1、7628の41

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第145号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第146号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第147号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第148号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿南町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第149号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南木曽町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南木曽町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第150号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡筑北村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

筑北村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第151号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県木曽建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月26日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

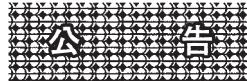
1 道路の種類 一般国道

2 路線名 256号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先から木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先まで	旧	m 16.5～129.6	km 0.7803
同上	新	m 17.9～151.4	km 0.7598

道路管理課



公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、平成30年4月1日に設立する公立大学法人長野県立大学に権利及び義務を承継させてるので、次のとおり関係書類を閲覧に供します。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができます。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 閲覧に供する書類

公立大学法人長野県立大学の成立の日現在における公立大学法人長野県立大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

2 閲覧場所及び問い合わせ先

長野市三輪八丁目49番7号

長野県総務部県立大学設立準備課

電話 026（217）2240

3 閲覧期間

平成30年2月26日から平成30年3月26日まで

県立大学設立準備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る調達商品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力 1,334 kW 予定使用電力量 3,630,000 kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県産業労働部産業政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成30年2月6日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 テブコカスタマーサービス株式会社

(2) 所在地 東京都江東区豊洲五丁目5番13号

5 落札金額

61,124,598円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成29年12月21日

産業政策課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月26日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 道路の種類 県道

2 路線名 矢室明科線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市五常中木戸6968番の5地先から松本市五常中木戸6976番の3地先まで	旧	m 9.2～9.7	km 0.0915
同上	新	m 9.2～9.7	km 0.0915

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月26日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 路線名 矢室明科線

2 供用を開始する区間

松本市五常大木戸6833番の2地先から

松本市五常中木戸6967番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年2月26日